

2020年2月6日

保護者の皆様
生徒のみなさん

清教学園中・高等学校
校長 森野 章二

新型コロナウイルス感染症への対応について

平素は、学園の教育活動にご理解とご協力を賜りまして、ありがとうございます。

さて、2月1日より新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」となる政令が施行されました。これにより、新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされ、学校感染症（学校において予防すべき感染症）となりました。

つきましては、下記について、皆様のご理解とご協力を頂きますよう、よろしくお願いいたします。

なお、日々状況が変化していることから、今後、行政からの指示・指導も変わっていく可能性がございます。その都度、新たにご連絡を差し上げますので、お含みおきください。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に診断された場合

- ・生徒本人が当該感染症と診断された場合は、治癒するまで出席停止となり学校に登校することはできません。欠席の扱いとなりませんので、療養および感染防止に努めてください。再登校する際には、登校届（医師作成）を提出してください。
- ・生徒と同居されているご家族が罹患された場合についても、生徒本人を出席停止とします。この場合、登校許可証（医師作成）が必要となり、これらの書類提出をもって登校が許可されることとなります。
- ・万が一、生徒もしくはご家族の方が発症された場合は、速やかに学校にご連絡ください。また、登校届および登校許可証は学園のホームページからダウンロードしてください。

2. ご家庭でのお願い

- ・風邪やインフルエンザが多い時期であることをふまえて、基本的な感染症対策に努めていただくようお願いいたします。（手洗い、咳エチケット、規則正しい生活、人混みを避けるなど）
- ・体調不良の際は、登校前に検温を行い、発熱などの症状がある場合は無理な登校を控えてください。

以上